

茅ヶ崎市就業体験実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学、短期大学及び高等学校（以下「大学等」という。）に在学する者が社会に対する理解を深め、及び実践的な知識を身に付けるため市において行う就業体験（以下「就業体験」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(協定)

第2条 大学等は、就業体験の実施に当たり、市と就業体験の実施に関する協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。

(就業体験を行うことができる者)

第3条 就業体験を行うことができる者は、協定を締結した大学等に在学する者で当該大学等の長その他の市長が認める者の推薦を受けたものとする。

(実施期間)

第4条 就業体験の実施期間は、2週間以内とする。

(実施期間等の決定)

第5条 経営総務部職員課長は、大学等の長その他の市長が認める者及び就業体験を行おうとする者が就業体験をしようとする事務を主管する課長の長と協議の上就業体験の実施期間及び実施時期を決定するものとする。

(実施時間)

第6条 就業体験の実施時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、臨時に実施時間を変更することができる。

(給料等)

第7条 市は、就業体験を行う者（以下「実習生」という。）に対し、給料、手当及び旅費を支給しない。

(誓約書)

第8条 就業体験を行おうとする者は、守秘義務に係る誓約書を市長に提出してからでなければ就業体験を行ってはならない。

(守秘義務等)

第9条 実習生は、就業体験の実施期間中知り得た秘密を漏らしてはならない。就業体験の実施期間経過後も、また同様とする。

(事故等の措置)

第10条 大学等は、就業体験の実施期間中の実習生の事故及び当該期間中の実習生の市又は第三者に対する損害の賠償に関し保険の加入その他必要な措置を講じなければならない。

(中止)

第11条 市長は、実習生が協定に定める事項に違反したとき又は就業体験の実施を継続し難い理由が生じたときは、就業体験を中止することができる。

(報告)

第12条 実習生は、就業体験の実施期間経過後、速やかに就業体験の結果を大学等の長その他の市長が認める者を経由して市長に報告しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、就業体験の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。